

●香川県告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和3年3月19日から同年4月9日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 大串鴨部線（137号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市小田字奥ノ谷1056番 1地先から さぬき市小田字奥ノ谷1071番 地先まで	15.2~27.2	77	令和3年香川県告示第32号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 令和3年3月19日